

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例 の一部を改正する条例案について

令和3年3月3日
総務局

1 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正の内容

新型コロナウイルス感染症対策、国土強靱化対策及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更する。

| 区 分 | 現 行 | 改正案 | 改正による増減 |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| 知事の事務部局の職員 | 4, 2 6 1人 | 4, 3 2 6人 | 6 5人 |
| 県立高等学校等教職員 | 5, 1 3 4人 | 5, 0 8 3人 | ▲5 1人 |
| 市町立学校県費負担教職員 | 9, 3 0 4人 | 9, 3 5 0人 | 4 6人 |

(2) 施行期日

令和3年4月1日

2 広島県職員定数条例

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症対策及び国土強靱化対策の推進を図るため、知事の事務局の職員定数を改正する。

(2) 定数改正の内容

| 主 な 取 組 | 改正数 |
|----------------|-----|
| 新型コロナウイルス感染症対策 | 50人 |
| 国土強靱化対策 | 15人 |
| 合 計 | 65人 |

3 広島県学校職員定数条例

(1) 概要

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員並びに市町立学校県費負担教職員の定数を改正する。

(2) 定数改正の内容

| 区 分 | 増減理由 | 増 減 |
|----------------------|---------------|------|
| 県立高等学校等教職員 | 高等学校の生徒数減等 | ▲79人 |
| | 特別支援学校の学級数増 | 21人 |
| | 再任用年度中途採用 | 7人 |
| | 小 計 | ▲51人 |
| 市町立学校 県費負担教 職員 | 小中学校の児童生徒数減等 | ▲35人 |
| | 特別支援学級の児童生徒数増 | 57人 |
| | 再任用年度中途採用 | 24人 |
| | 小 計 | 46人 |
| 合 計 | | ▲5人 |